

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第81準備書面関係)

2021年(令和3年)5月18日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人
弁 護 士 出 口 治 男
同 渡 辺 輝 人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
589	水戸地方裁判所 判決令和3年3 月18日	写 判決日付	水戸地方裁 判所	避難計画の実現可能性と 避難の実施体制を問題と して原発の運転差止を命 じた判決の存在と内容

以上